

2023年12月14日

各 位

会 社 名 太洋基礎工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 加藤 行正
(東証スタンダード コード1758)
問合せ先 執行役員管理本部長 庄田 政義
(TEL 052-362-6351)

取締役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、2023年4月23日開催予定の当社第57期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定することを決議し、議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本内容は、本株主総会で監査役設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

記

1. 取締役（監査等委員取締役を除く）の報酬額改定

当社の取締役の報酬等の額は、1993年3月29日開催の定時株主総会において年額150百万円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額150百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。

2. 取締役（監査等委員）の報酬額改定

当社の監査役の報酬等の額は、1993年3月29日開催の定時株主総会において年額20百万円以内とご承認頂き今日に至っておりますが、当社は、第1号議案の定款一部変更の件が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額20百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

以 上